

令和3年神奈川県議会臨時会 防災警察常任委員会

令和3年8月27日

佐々木(正)委員

9月12日まで緊急事態宣言が延長になったということで、人流抑制が最も重要なことから、大規模商業施設に対しては特措法の第45条によって入場制限も要請をしています。地下食品売場においては、別途特措法第24条によって措置を要請するということありますが、違いについて教えてください。

危機管理防災課長

特措法の第45条は、命令、罰則のある強い措置になる要請ですが、第24条というのは緩やかな要請になります。大規模商業施設は第45条の対象となりますが、その中で生活必需品を扱う部門については除外となっています。国第24条の適用解釈について、第24条は生活必需品も広く適用可能とされていて、いわゆるデパ地下と言われる地下食品売場を国の基本的対処方針に明確に位置づけられたことにより、こちらも特措法の第24条により、同様の入場制限の措置を要請したという形になっています。

佐々木(正)委員

よく分かりました。国では、新型コロナウイルス感染症対策分科会長等がデパ地下のお話をされていますが、実態として、人流抑制に取り組んではいますが、自分が夕方街に出たときなど、確かにデパ地下も空間からすると感染対策は大変だと感じます。一般的の、特に食品を買うスーパーは、夕方に物すごい人が買物をしています。ただ、生活をしていく上で重要な食料、食品等を買う行為については、もちろん抑制するといつてもなかなか難しい。例えば、食品を買う回数を減らしてたくさんまとめて買ってくれといつても冷蔵庫にそんなにいっぱい入らないかもしれないし、現実的に非常に難しいところがあるのでね。これまで危機管理防災課長とも様々な議論をさせていただきましたが、県民の買物、特に主婦層、若い主婦層、お子さんを連れてスーパーに来ているということもあります。一概にそれは駄目と言えないとも思うのですね。買物という行為は非常に重要なことでありますので、県民の精神状況、精神状態というか、県民の心情的な部分や現在の状況などもよく飲み取った上で、様々行っていかなくてはならないなと思っています。危機管理防災課長は、今の県民の気持ち、特に若い方の御家庭やお子さんがいるところなどについて、どのように感じていらっしゃるか、お聞ききしたいと思います。

危機管理防災課長

スーパーマーケットの買物等、家族総出で出ている方がよく見られると言えています。今まで小学生ぐらいまでのお子さんをお持ちの御家庭ですと、コロナというのは子供は感染しにくい、重症化しにくいなどということで、少し、あまり意識をしていなかった面もあったのではないかと考えています。今週、子供への対策強化ということで県の対策本部会議を開き、小学校も休校が延長になるということで、子供の世代も感染対策の当事者として一応入ってきている状況がありますし、それを知事メッセージ等で発出をしています。そういうところを通じて、まだ小さなお子さんがいる御家庭でも、そういう子供連れで

買物に行くのは危ないのではないかという行動の変容が起こってくれないかなと考えています。非常に危ないなと私個人も見ていて思いますので、ぜひ、意識が変わってくれることを願っています。

佐々木(正)委員

確かにそうなのですが、それとともに、様々な外出制限を守ろうとして一生懸命若いお子さんをお持ちの御家庭だって頑張っているわけですよね。お母さん自身もストレスがたまっているし、買物ぐらい子供連れで一緒に行きたいという心理もあると私は思うのです。行けば行ったで子供同士が騒いでいるというのは確かに見受けられますので、課長がおっしゃったとおりですが、心情的には物すごいストレスの中で暮らしていて、買物だけが唯一のストレス解消みたいな方もいらっしゃると私は思います。そういう声も聞きますし、だからそれを駄目とも言えないですが、お子さん連れてわいわいしているようだと人流抑制にならないということもあって、非常に微妙ではありますが、それは、そういう心情を分かった上で、しっかりと事業者、あるいは県民に訴えていくということも私は大事だと思うのですね。

先ほど来の先行会派の質問でも、人流抑制の話合いについて御答弁いただきました。そこで、事業者のほうに対して要請を求めていくに当たって、法の第45条と第24条の違いがあるので、なかなか強制的にはできないですが、協力金の場合はお金を支給しながら協力いただくということがあって、今回はそういうことではないこともあります。ある程度、店舗に入場制限を行う際に、こういう形で表示をできませんかというような、もちろん強制的ではない要請ベースでのひな形を示していくことが、私は大事ではないかと思います。口で、行動で、書面で、何か通知をするとか要請をするのではなくて、こういうふうな形でスーパーの入り口に貼っていただけませんかみたいな、そうすれば県からの要請で行っているというスーパー側の担保にもなると思うのですよね。スーパーももちろん、もともと書いてあるよと、今まで平気ではないかと考えていたら、県が一生懸命要請しても何も変わらないわけですよ。けれど、県からある程度こういう形で今回こういう書きぶりでもお願ひできなかというひな形をホームページに載せるなどしたほうが、事業者側も県がそいつて言っているのだから私たちはしっかりと要請に応じて店舗に新たにこういうことを貼ろうということになると思うのですね。

ですから、別に県はそのこと自体にそんなに予算をかけることもないですし、県として丁寧に例示を示していくことも必要ではないかと思います。その辺りについて、御見解をお伺いします。

危機管理防災課長

国の基本的対処方針に基づき、入場制限を行う旨をホームページ等で通知することとなっていて、既に各施設、業態ごとに様々な工夫をして現在実施していると認識しています。具体的な表示などについては、業界様々な特性もあり、それぞれ取組が進んでいると認識しています。百貨店等も、我々が要請する前から事前に入場制限などの取組を決めていました。

また、こういう大規模な商業施設というのは、かなり入場整理についてのノウハウを持っているようです。今後状況を見ながら、他県の事例や他省庁の取

組なども踏まえて検証してみたいと考えています。

佐々木(正)委員

その辺りで強制的になってしまふという認識なのですかね。今聞いていると逃げているような感じがして私はならないのですよね。令状を出してあげればいいのではないか。県は責任を取りたくないみたいな感じに聞こえてしまいます。他県の例示というより神奈川県が先行して行わなくて駄目なのではないですか。こんなに感染拡大しているわけですからね。他県の例示というのは、申し訳ないけれども私としては不本意な回答だなと思っています。しっかりとその辺りの入場制限に対する県の強い姿勢を示すのであれば、ホームページの文章だけではなくて、こういうものも貼ってくださいということを緩やかな例示として挙げることも必要ではないかと思います。部長どうですか。

防災部長

今、課長が答弁したとおり、業態ごとにこれまでの取組がありますので、そういうのは、まず各業態という部分を尊重しながら県としても見てていきたいと思っています。

あと1点、国も内閣官房のほうから各省庁のほうに、業態ごとのガイドラインの改定を通知しています。昨今の主なコロナのデルタ株の状況などのエビデンスを踏まえて業種別のガイドラインの改定などを求めています。そういうものも見ながら対応を検討していきたいと考えています。

佐々木(正)委員

そうすると、そういうことは行わないということですかね。何か対応を検討なんてね。あまり前向きではない感じがしてすごく残念ですが。事業者に対してもっと対応などを丁寧に具体的に書けばいいですか。業種ごとに書いてあげればいいですか。提示しやすいような環境をつくっていくということも大事ではないかと私は思いますので、要望として強く申し上げておきます。

それから、デルタ株が蔓延する中で、先ほど申し上げたスーパー・マーケットに家族総出でお出かけになる方々もまだまだいらっしゃる、また見かけるわけあります。危機意識の醸成にどのように取り組んでいくのか、先行会派からの質疑でもありましたが、最後にお伺いします。

危機管理防災課長

コロナの対応は長期化しており、緊急事態宣言下の自粛疲れも聞かれる中、危機意識を持って対策を徹底してもらいたいのですが、非常に難しい課題であると認識しています。

本県が医療崩壊の危機にあることや、そのためには人流を抑制し、接触を徹底的に減らすことが欠かせないこと、またデルタ株の感染力の強さに対しては、基本的な感染防止対策を徹底することしかないこと、これらをしっかりと県民の皆さんにあらゆる媒体を使って周知して感染の抑制に取り組んでまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

最後に、昨日の対策本部会議の資料について、1つだけ質問したいと思います。細かい内容は教育局の所管のため質問できませんが、抗原検査キットを自

宅で活用ということで、1人当たり2つということですが、これは園児や児童が使うのか、家族も使うのか、最後に伺いたい。家庭でどういう方が使うのか、具体的に園児が使うなどとは書いてないのだよね。それは家族で使えるのか。

防災部長

所管が違うのですが、基本的には、まずワクチンの対象になっていないお子さんたち、そういったところの感染防止をどうしていくかということが、ある程度主眼にあるかと思います。そういった中で、学校や幼稚園などを通して配布していくということなので、まずはそういったお子さんが使うことを想定しています。

佐々木(正)委員

26日の本部会議でもそういうお子さんが使うと、明確に医療危機対策統括官なりが言っているということでおよろしいですか。

くらし安全防災局長

昨日の本部会議のメインの議論が子供の感染拡大をどう防止していくかということでありました。国は80万キットを、さらに国の責任で各学校、幼稚園、保育園に配るのでそれを使ってくれという対処方針の書き込みがありました。ただ、医療危機対策統括官の思いとしては、例えば発熱症状がある子が学校に来て抗原検査キットを使う、これはむしろおかしいのではないか、本来抗原検査キットというのは、家庭に置いて家庭で具合が悪くなったときに検査をする、これが筋であろうと。LINEパーソナルサポートを通じて本県が独自に地区の方に配っていたのもそういうシナリオで、実際抗原検査キットで陽性反応が出た方は、通勤や通学を控えて医療機関に受診したと。そういうノウハウを本県有していますので、県独自の取組として、幼稚園、小学校、保育園に通うお子さんがいる全ての家庭に抗原検査キットを2キットずつ配布する。これは、保育園、幼稚園、小学校という人が集まる場所に行くお子さんを持った方を対象ということですので、例えば生まれたばかりの赤ちゃんがいる御家庭には配られません。そういうことを本部会議で議論させていただきました。なので、抗原検査キットはお子さんを通じて御家庭にお持ち帰りいただくということを、今、健康医療局で考えていますが、具体的に、お子さんが熱を出したときに親御さんが抗原検査キットを使って唾液などを徴取して親が調べる、そして、陽性反応が出たから今日は学校に行かないで医者に行こうね、というところからお子さんの感染拡大を防いでいく、こういった考え方を前提としたものでございます。

佐々木(正)委員

分かりました。家庭内感染、あるいは家族感染の抑制、濃厚接触者対策ということを考えると、子供の感染というのは確かに増えてきているというのは分かります。しかも、お子さんの場合、症状が出ている人ももちろんいますが、無症状や極めて軽症で、毎日熱を測っているわけではない、具合が悪かったら測るだけ。毎日お子さんに、朝、熱を測ってから学校へ来てくださいって言っている学校もあるかもしれない。

親が発熱してキットを使って陽性だったら、お子さんに熱がなくても学校に行かせるべきではないですよね。

くらし安全防災局長

今の御質問は、親が熱を出したときに、親から子の感染が起きないように、むしろ子供を保育園や小学校に行かせるべきではないという御質問でよろしいのですか。

佐々木(正)委員

親が熱が出たら、お子さんにうつっている可能性もあるかもしれない。お子さんが熱が出ていなくても検査キットを使って親が自分で検査をして陽性だったら医療機関に行くべきではないか。だからキットを家庭で使うべきなのではないかと私は考えていたので、子供だけが使うのか、家庭で使うのか、そういうことです。

くらし安全防災局長

今回、県が配る1世帯に2キットずつというのは、子供限定、子供が熱を出したときだけに使ってくださいということではなく、その御家庭に応じて、例えば親が出た場合に、せっかく2キットで親が使わないということはないと思います。そこは御家庭の実情によって対応いただきたいということだろうと思います。

佐々木(正)委員

部長がおっしゃっていたことと少し違うのではないかと思って。家庭内感染というのがあるから、そこで子供は行かせないということは大前提ではないかと思ったから。キットは親が使ってもいいということを確認できたので、私の質問を終わります。